

# 哲學研究

第三百五十一號

第三十卷  
第六冊

## 知性の法則 (デッサン)

矢田部達郎

はしがき 本誌四月號「思考の心理學的意義」に於て筆者は知性が運動と共に人間生活の手段的機關であることについて説いたが、本稿に於てはかゝる知性の三大機能たる知覚、記憶、及び思考を支配する法則について考察することにしよう。但し筆者に與へられた時日と誌面との關係上、單なるスケッチ風のものに満足しなければならなかつたことを遺憾とする。(一九四六・七・二)

### A 知覺の法則

知覺の根本法則は代表の法則と體制化の法則とに二分される。尤もこれは知性一般に通用する法則であり、從つて記憶にも思考にも當嵌る。唯三者の間にはその機能上の相異からおのづからなる特徴が認められる。先づ知覺の機能は内外の状況を有機體に報告するところにある。然るにそれらの悉くを報告するわけにはいかないから、

知性の法則 (デッサン)

そのうちの代表的な特徴を(記號として)知らせるのである。従つてそこには本質的なものに對する選擇と、必要なものに對する抑壓とが行はれる。通例知覺は外界の模寫であると考へられてゐた。併し知覺が成立するためには、種族發生的に構成された感覺機關を必要とし、又個體の生活に於て獲得された種々なる精神的機構を必要とする。そこでこれらの機構の存在が既に選擇の結果であることを考へると、それが單なる模寫でないことは明らかであると云はなければならぬ。このことは更らに知覺の恒常現象に關する研究によつても極めて明瞭に證明されるだらう。例へば一間先に置かれた自轉車と二間先に置かれた自轉車に對する網膜像の大きさの比は二と一であるのに、我々の知覺は兩者を同じ大きさとして感

じるのである。だから知覺は尠くとも寫眞機械のやうな單なる受容機關ではなく、有機體の活動を豫想するものであることがわかる。今かゝる感覺器官と精神機構とを引きくるめて知覺體制と呼ぶならば、知覺は知覺體制によつて内外の刺戟中からそのときの狀況に對して代表的なものが選擇されることによつて成立するものなのである。而して我々はかゝる選擇の條件に關する法則を知覺に於ける代表の法則と名づけ、選擇の結果成立する構造に關する法則を知覺に於ける體制化の法則と名づけたいと思ふ。

一、知覺に於ける代表の法則、即ち選擇の法則 然らば如何なるものが選擇されるのか、それはそのときの全體的事態に於て目立つものが選擇されるのである。全體的事態の構造は客觀的な事態と主觀的な欲求體制によつて規定せられ、兩者は渾然たる一體をなして實際的にはそれらを區別することはできないけれども、方法論的には一應それらを分離して考へることは不當ではないと思はれる。そこでかゝる事態に於て目立つものも、一方に於ては事態そのものゝ性質として目立つものと、他方に於ては欲求に對する關係に於て目立つものとの二分することが許されるであらう。前者に關する法則を(1)顯

著性の法則と名づけ、後者に關する法則を(2)重要性の法則と名づけることにしよう。顯著性の法則は更らに(a)強度の法則と(b)變化の法則に二分される。尤もこれは極めて大雑把に云ふのであつて、強度と云ふことのうちには刺戟エネルギーの量が大きいと云ふこと以外に、それが反復されるためにエネルギーの累積を結果するやうな場合(例へば痛刺戟の累積)、空間的擴がり大きいこと、赤や高音が注目され易いと云ふやうなむしろ性質的と考へられるもの、四や鐘の音が注目され易いと云ふやうなむしろ纏まりと云ふべきもの、その他種々な場合を含むと考へなければならぬ。變化といふのも、實際的な刺戟の強度、性質、場處等の變化が起る場合の他、一樣なものうちに異質的なものが目立つと云ふやうな場合、例へば嵐の雜音中の人の聲、群衆のざわめきのうちの呼子の音と云ふやうなものをも含ませる。總じて變化がなければ知覺は起らないとも云ふことができる。

(2)重要性の法則は元來欲求の法則であつて、それを取扱ふ場合に考察すべきものであり、こゝではそれに關する説明は省略することにするが、大體これは(a)欲求それ自身に關する欲求強度の法則と(b)欲求が實現される機會に關する實現機會の法則とに分かれたれ、前者

は更らに欲求が有機體に對して有する必要性の法則と一旦開始された行動が持續せんとする固執の法則に、後者は更らに要求水準の法則と實現可能性の法則に細分されるものと思はれる。

二、知覺に於ける體制化の法則、即ち形態法則と消化の法則 知覺體制による選擇の結果はそこに體制化された知覺を成立せしめる。これを我々は形態心理學派の用語に從つて形態と名づけ、かゝる形態成立の過程を支配する法則を(1)形態法則と名づけようと思ふ。知覺の體制化は先づ圖形と背景(フイグールとグルンド)との分節として替まれる。これは圖形が自らを他者から區別せんせする傾向の現はれで、デカルトの明瞭と判明の概念規定に從へば、それを(a)判明の法則と名づけることができる。判明の法則は又限界の法則とも云ふべく、對比の法則や輪廓線の法則等もこれに屬する。自らを他者から區別した圖形は更らに自らのうちに出來るだけ明瞭な分節を構成しようとする。これを同様に(b)明瞭の法則と名づけるならば、明瞭の法則を規定する因子として我々は一、圓、三角形、人聲等の如き纏つた形とならうとする要因(中心構成の要因、相稱性の要因等)、及び二、類同的なものが纏まらうとする要因を擧げるこ

とができる。類同的要因は更らにa、質的類同、b、距離的類同(近さの要因)、c、方向的類同(連續の要因)、d、運動的類同(共通運命の法則)、e、習慣的類同等に區分される。判明の法則も明瞭の法則も共に出來るだけ簡明な體制を構成せんとする傾向の現れで、ゲシュタルト心理學派はそれを良形態の法則と云ひ、プレグナントの法則と云ひ、最大秩序の法則と云ひ、平衡狀態獲得の法則とも云ふが、その意味は凡て同じである。ゲーラーはこれを物理學に於ける最小作業量の法則に比すべきものと考へてゐるやうであるが、この考へ方のうちには正しい洞察が含まれてゐるやうに思はれる。尙ほこの形態法則は我々に與へられる所與が不充分である場合にも、その缺如せる部分を補充して出來るだけそこに完全なる形態を構成するやうに働く場合が認められる。この事實は知覺心理の領域に於ては一小部分が缺けてゐる圓を完全圓として認めようとする傾向等として現はれ、又所謂錯視現象等に於ても例くものと考へられるが、記憶や思考の領域に於ては所謂複合補充の法則として、又欲求心理の領域に於てはかの代償の法則として極めて重要な意義を與へられるものであることが注目される。

知覺の成立は既成體制への攝取として行はれる。又一

且成立せる知覺はその既成體制に對しては謂はゞその榮養となり、そこからそのものを變形して新らたなる知覺體制の成立に寄與するものと考へられる。これらの過程も亦體制化の過程に他ならぬから、我々はこれを知覺に於ける體制化の法則の第二の形として、それを(2)消化の法則と名づけることにしたいと考へる。然るにこの意味に於ける消化作用は實は凡ゆる理解作用の根本規定であつて、知覺も一種の理解作用である限りこの法則に従ふと云ふに過ぎないのである。一般的に云つて理解作用は或る新經驗が既成體系中にその位置を與へられることによつて成立する。従つてその法則はこれを(a)定位の法則若くは場處指示の法則と名づけることができる。一方新知覺の成立が既成體制を變革してそこに新らたなる體制を構成すると云ふ事實も亦記憶や思考と共通するところであり、むしろ後者等に於てより重要な意義を有するものであるから、それらについて精しく述べるが、それは(b)精神的な創造の法則と名づけることができるであらう。かゝる法則は先づ知覺體制の分化を可能にし(分化的發達の法則)、それと運動體制やその他の精神體制との協同を可能にし(感應の法則)、又有機體をして漸次統一的ヒエラルキー構成の方向に向はしめるもの

(綜合的關係の法則)である。

## B 記憶の法則

記憶の機能は過去の経験を未來の行動に媒介するところにある。こゝでも過去の経験を全部保存するのではなく、そこに選擇の法則、代表の法則が行はれる。併しそれは知覺の場合が謂はゞ現前に横はる平面的空間からの選擇であるのに對して、こゝではかゝる平面的空間が時間の次元に延長する過程からの選擇であるところにその特徴が現はれる。従つて我々はそれを特に傾性の法則と名づけることにしようと思ふ。傾性は併し經驗の單なる蓄積ではなく、時間經過中に於て體制化されるものである。だからこゝでも亦體制化の法則が行はれる。而してこの記憶體制の法則は大きく分けて習慣の法則と知識の法則とに二分されるのである。以下それについて説明してゆくことにしよう。

一、記憶に於ける代表の法則、即ち傾性の法則 傾性の構成は先づ經驗時に於ける知覺の構成に規定される。従つてそこには上述顯著性の法則、重要性の法則、良形態の法則、及び消化の法則が適用される。併しこれらの法則は記憶の特性に従つて知覺の場合と必ずしも一致しないのである。

(1) 顯著性の法則 この法則は事態そのものに備はる特質に規定されるものであり、知覚の場合と同様に (a) 強度、及び (b) 變化の二因子に區別することができ、強度については、先づ記憶の特性に従つて反復の役割が著しくその重要性を増すことが注目される。而してこれは單なる寛積効果の如きものではなく、一種の體制化的効果として營まれ、習慣の法則の基礎となるのである。この點については次に述べる。又變化についても一樣なものうちに異質的なものが與へられると唯目立つと云ふだけではなく、それらのものゝ傾性相互間に促進的效果と抑制的效果とが現はれ、所謂等質禁止の現象を將來し、又近頃問題となつた累積及び孤立の効果を現出する。これも後に述べるが、一般的に云つて記憶に於ては諸種の條件が複合して、その現象は著しく複雑となつてゐることを見逃がすことができない。

(2) 重要性の法則 先づ (a) 欲求に合致する事實が明瞭に知覚せられ、それが確固たる傾性を留める條件となることは云ふまでもないが、更らに知覚としては特に明瞭な成立を見なかつたものでも、それが後に重要な結果を將來するものであつた場合には、傾性としては強固なるものとして殘留する。これを (b) 効果の法則

と名づける。或は或る作業が有機體にとつて極めて困難である場合には、そこに有機體のエネルギーは鬱積して、通例以上の消費が行はれ、それが傾性の構成を促進することもある。これを (c) 鬱積の法則 (リップス) 若くは困難の法則 (アツハ) と云ふ。これを困難に伴ふ不快感の影響と見るときは不快の法則と云はれることもあるが、かゝる意識主義的解釋は正常であると云ふことをえない。或は或る作業が失敗に終る場合有機體は特にその狀況から著しい印象を受け取り、その結果かゝる狀況が強く記録されることもあるが、これは (d) 蹉跌の法則と名づけられる。更らに解決せるものよりも解決に到達しなかつた作業は記憶に残ることが多いが、これは (e) 不完結作業の法則と名づけられた。これを要するに記憶に於ける欲求因子は知覚の場合と異なり、作業との關係に於て著しく複雑化してゐることが注目される。

(3) 良形態の法則 知覚に於て良形態を構成したものがよく記憶に留まることは云ふまでもない。併し記憶に留まるものは知覚形態のみではなく、思想形態の如き複雑なものもある。例へば纏つた思想は散漫な思想よりも記憶され易く、流暢な韻文は冗漫な散文よりも記憶され易い。併しその原理は知覚形態の場合と大差なきもの

であると考へられる。これに反して記憶形態は時間的経過中に於て他者との關係から著しい影響を蒙るものから、こゝではそれは極めて密接に次ぎに述べる體制化の法則と聯關するものであることを忘れることができる。

(4) 消化の法則 原經驗に於て知覺體制によつてよく消化されたもの、即ち我々によつてよく理解されたものは記憶され易い。外國語音の如きは忘れられ易く、一般的に云つて所謂無意味なものは忘れられ易い。併しこれも體制化の法則と密接な關係にある。尙ほ記憶を規定する因子はそれが時間経過中に行はれるものであるといふ特性から、知覺に於ては問題とならなかつた感つかを數へることが出来る。それらについて次ぎに簡単に觸れて置くことにしたい。

(5) 注意の法則 原經驗に於てそれに向つて注意を集注することのできなかつたものは忘れられ易い。これは我々がその經驗を持つと同時に他の經驗に注意を奪はれた場合に於てのみならず、又その經驗終了後他の著しい經驗が後續するやうな場合に於ても同様である。これをG・E・ミユラアは遡働禁止と名づけた。併し後の學者が遡働禁止と呼ぶものは後に述べる等質禁止と云はれ

るものゝ一種で、經驗内容の性質による體制化の困難を意味するものであり、これと同一視することはできない。

(6) 忘却の法則 エビングハウスは無意味音節列を完全學習した後再生までの時間間隔を種々に變化して、所謂忘却曲線なるものを見出した。それは最初急激に低下して、後には殆んど減退を示さないやうなものであつた。併し通例の忘却はかゝる経過を取ることは極めて稀である。それは先づヨストの法則なるものにも現はれる。ヨストの法則は二つあつて、第一の法則は「二つの聯合が強度を等しくして年齢を異にする場合には、新たなる反復は年齢の古いものに對して効果が大きい。」第二の法則は「二つの聯合が強度を等しくして年齢を異にする場合には、年齢の古いものほど崩壞の速度が遅い」と云ふのである。これは傾性の安定度が學習後の間隔時間と共に異なることを表現したものであるが、安定度は一般的に云つて體制化の様相によつて規定されるものと云ふことができる。従つて體制化の著しい經驗は一度の經驗でも一生涯それを忘れることはないのである。

(7) 再生狀況の法則 元來記憶は再生によつてのみ檢證しうるものに過ぎない。従つてそれは再生時の狀況によつて著しい影響を受ける。特に傾性の再生可能性は

再生時の狀況が經驗時の狀況と類似せるほど著しい。このことは初めシエパード及びフォゲルゾンガアによつて指摘せられ、その後レヴィン等によつても強調された。

(8) 體制化の法則 これは傾性の強度はその體制化の緊密度に規定されると云ふことで、上述の諸法則の凡てと密接に關聯する法則である。こゝでは唯この法則が傾性構成の條件として働くことを指摘するに止めるが、次ぎに我々はその記憶體制に及ぼす一般的影響について考察しなければならぬ。

二、記憶に於ける體制化の法則 以上述べて來たところは如何なるものがよく記憶されるか、即ち如何なるものが選擇されて傾性を留めるかと云ふ問題であつたが、その答は大體に於てよく體制化されるものがよく記憶されると云ふことになるのであらうと思はれる。次ぎに述べるところはかゝる體制化は如何にして行はれるかと云ふ問題である。この二つの問題は知覺の場合と同様に極めて密接な關係にあるもので、それを引き離して考へるのは唯方法論上の意味に過ぎない。

(1) 個體の法則 記憶の體制化は記憶者の構造、状態によつて異なるやうに見える。七八個の數字を一度見たゞいで、前後何れからでも自由に再生しうるやうな兒

知性の法則(デッサン)

童が見出される。これは恰も精巧な機械の如きもので、かゝる機械的構造が體制化に影響することは云ふまでもなからう。併し歴史の年號を記憶するやうな場合には、かゝる機械的記憶によるものもあるが、又一方には歴史的知識の體系が充分に發達してをり、従つてこれを消化することが容易だからであるやうな場合も尠くない。又同じ個人でも朝とか晩とか、疲勞時だとか、飲酒後だとかによつて、記憶能力には相異が認められる。従つて個體の法則は(a)記憶機官の構造の法則、(b)記憶機官の狀態の法則、(c)記憶體制の整備の法則等に細分することができぬ。

(2) 學習意欲の法則 記憶せんとする意志のある場合とない場合とに於て、學習効果が著しく異なることは云ふまでもない。これは上述(b)の一種と考へてもよい。併しそれは有意的な意志作用の結果としてのみならず、むしろ所謂決定傾向、潛勢的態度、若くは無意的關心の効果として現はれる場合が多い。迷路を唯入に導かれて通つた鼠は殆んど學習効果を現はさぬから、學習構成のためには尠くとも何等かの目的の下に行動が行はれなければならぬと云ふやうな例も挙げられる。更らによく引用される例は、一對宛の單語を連續學習する場

合、異なる對の後の單語とそれに續く他對の初めの單語との間には何等の聯合も生じないと云ふことである。併しこれは意欲の問題であるばかりでなく、客觀的事態の構成とも密接な關係にある問題であることを忘れることができない。のみならず夢中や催眠中に現はれる異様な記憶のことを考へると、或は全く意欲を必要としない純粹受動的な記憶も存在するかも知れない。この點は今日の心理學的知識からは未だ確定的な回答を與へることのできぬ問題であることを告白せざるをえないのである。

(3) 學習材料の法則 學習材料は簡單なものが複雑なものより、有意味のものが無意味のものより、又分量の少ないものが多いものより容易に學習される。更らに類同的なものゝ累積は同時的にしる連続的にしる體制化し難い。これを通例等質禁止と名づけてゐる。一旦或る體制中に組み込まれた材料を他の體制中に組み込むことは困難であり、又一旦或る體制中に組み込んだ材料を他の體制中に組み込んで別の體制を作ると、前の體制の再生も困難となる。前者を聯合禁止と云ひ、後者を再生禁止と云ふ。併し一方或る體制中に使用した材料はそれが充分に消化されれば、全く不慣れの材料よりも體制構成の材料として使用が容易化される場合も見出され、これは

統覺的促進と名づけられた。

(4) 學習樣式の法則 學習效果は視覺的呈示によるか聽覺的呈示によるか等によつて同じでない。これは個體的條件とも關係するが、結局は體制化の難易に依存するものと思はれる。同様に所謂適中法と把持項法との效果、把持項法中でも完全學習と過剩學習とに於てはその效果は一樣でない。又學習を一定回数反復する場合、それを一回に纏めて行ふか、或は數回に分けて初めから終りまで學習するか、或は幾つかの部分に分けて學習するかによつても異なる。前者は學習の分配の問題と云はれ、後者は全體的及び部分的學習の問題と云はれる。更らに或る活動を行つた後同様の活動を他の材料について行ふ場合、そこに促進的(若くは禁止的)效果が現はれる場合が認められるが、これは古くは形式的學習、共練習等と云はれ、一般には學習移入の問題として取扱はれてゐる。これらの問題については併し我々は未だ明瞭な結論には到達してゐないのである。

(5) 時間的經過の法則 記憶が體制化の過程であることはこの時間經過の法則のうちにも最もよく認められる。無意味音節の學習に於ても、學習直後の検査よりも五分

乃至十分後の検査の方が成績優良であることはピエロン等によつて證明された。これを我々は醗酵の法則と名づけることができる。日常經驗に於ても困難な問題が翌朝になつて自然と領解される場合があるが、これも同じ過程によるものと思はれる。試験勉強を朝まで詰め込んだとき、試験場で何ものも現はれないと云ふのは、先きに述べた干渉の法則によるとも考へられるが、そこに醗酵の餘裕がないことも一つの原因ではないかと考へられる。

記憶體制は自然的成長をなす有機體であると云へるだらう。その消滅に際しても、前にも述べたやうに、それは單なる抹消ではなく、有機體の解體である。而もそれは全然解體し去るのではなく、本質的部分が尖銳化し、偶有的部分が平板化することが多い。この尖銳化の法則と平板化の法則とを合して、我々はそれを安定化の法則と呼ぶことかできる。これは先きに知覺について述べたプレグナンツの一種に數へられる。更らにかゝる記憶體制は一般的非限定的なものから分化せる限定的なものへと發達し、他者との關係に於て相互に影響し合つて、そこに協調的な綜合的關係の體制を構成する。上述の知覺體制も一種の記憶體制であるが、それは更らに記憶體制プロパアたる習慣の體制及び知識の體制と合して、渾然た

る思考體制を構成するのである。

三、習慣の法則と知識の法則 先きに我々は記憶體制には習慣の體制と知識の體制とを區別することができると思はれた。兩者は夫々著しい特徴を持つてゐる。併し上述の諸法則は何れもこの兩者に共通して妥當するものゝやうに見える。然らば兩者の區別は何處にこれを求むべきであらうか。直截的に云へばそれは一方が認識の記憶であり、他方が操作の記憶であると云ふところにその根本的な相異が存するのであらうと思はれる。認識の體系は謂はゞ同時的空間的構造を有し、その各項間の關係は同時に多くの横の連絡を有してゐる。換言すればその各項は他の各項と種々なる結合をなし、又結合をなす可能性を有するのである。然るに操作の體系は謂はゞ時間的一本道的であつて、單一の縦の連絡を有するに過ぎない。これは動作の體系に於ても亦知的操作の體系に於ても同様であつて、かゝる操作は或る狀況の要請に應じて反射的に發せられる。知的操作について云へばゼルツも指摘したやうに、それは準反射的と云ふことができるであらう。これは知識が可能態であり、準備行動であるのに對して、操作が現實態であり、遂行活動であると云ふところから理解される。即ちそれは知識があれするかこれ

をするかと云ふ計畫性であるのに對して、操作はするかないかの実行性であるからに他ならぬ。實行に於ては二つのことを同時に行ふことはできない。従つて操作の體系化は主として同一活動の反復によるのであり、高々類似動作の反復によらなければならず、そこに習慣構成に對する反復の重要性が生ずるのである。これに反して知識は特に代表機能の發達によつて、同時に種々なる可能的關係を構成し、一本道的な實行の準備となる。かく兩者の區別はそこに行はれる法則の區別ではなく、その本來の性質が實行と準備とにあることに依存するものと云ふことができる。

### C 思考の法則

思考の機能は有機體が知的な記憶體制を基礎として、與へられたる現在の狀況に自らを順應させるところにある。基礎となる記憶體制が運動的なものである場合は動作であつて、通例それは思考からは區別される。併し動作と思考とは極めて相似的な活動であることを否むことはできない。それらは何れも有機體の手段的活動であり、體制化の過程である。特に思考活動の重要部分を占める知的操作は一種の遂行活動であつて、それは動作と同様に習慣的記憶體制の基礎の上に成立する。思考と動作と

の相異は従つて前者の基礎となる記憶體制が代表的なもの、知的なものであるのに對して、後者のそれが直接的なもの、運動的なものであると云ふ點にのみ求められる。このことは併し素より現實に於て兩者の間に極めて大きな相異が成立してゐること、何等軋觸するものではない。擬て思考の根本法則も亦他の知的作用の場合と同様にこれを代表の法則と體制化の法則との二つに大別することができる。

一、思考に於ける代表の法則、即ち象徴の法則 知覺の代表機能は現前の事態からその事態に本質的なものを選出してその代表となし、記憶の代表機能は過去の事態からその本質的なものを残してその代表とするのに對して、思考の代表機能は時を異にする別個の經驗からその本質的なものを綜合してそれらの代表とするところにある。かゝる代表を通例概念若くは觀念と名づける。概念は従つて個物の代表ではなく一般性の代表であり、孤立的でなく關係的であり、具體的でなく抽象的である。かゝる機能に關する法則を我々は思考に於ける代表の法則の第一に數へ、これを(1)概念の法則と名づけることにしよう。概念の構成には五つの重要な條件が考へられる。その(a)は經驗を獨立のものとして定立する作用

で、これは既に知覺に於ても認められるもの、即ちその圖形と背景との分節に於て認められたところのものと同一作用である。(b)は相等性の抽出で、異なる經驗中に同一者を認定する作用。これは動物に於ける等價反應中にも認められる。(c)は區別注目若くは齟齬注目の作用で、有機體は元來區別若くは齟齬を認めえないところには同一反應を反復する傾向を有するものであるから、これはそれによつて經驗の分化分節が初めて可能になる根據となる作用であると云ふことができる。(d)は關係定立の作用、即ち分化せる比較的獨立の經驗間に關係と云ふ特定の性質を認定する作用で、これによつて經驗の綜合に對する基礎が與へられる。(e)は綜合の作用

そのもので、これは單獨對象として定立されたものがそれと區別される他の對象との關係に置かれ、而してかゝる根柢の上に多様の統一を可能にする働きである。併しこれら五つの條件は更らにこれらを綜括するものとして有機體と云ふ一つの全體的體系の存在を豫想する。かゝる體系に合致しない概念は構成されることがない。かく概念作用は有機體による經驗の分化的綜合の過程であつて、その構造は極めて複雑であるけれども、併しこれは決して思考體制獨特の機能ではなく、實は運動體制の成

立に對しても既にこれと全く同様の機能が要求されると云ふことを忘れることができない。

(2) 記號の法則 思考に於ける代表の法則の第二は記號の法則と名づくべきもので、これは一つの經驗(多くは概念)が他のより複雑なる經驗を代表する機能であり、それは更らに表現の法則、條件付けの法則、及び指示の法則の三つに區分することができる。(a)表現の法則とは例へば表情現象に於て行はれるやうなもので、人の相貌はその人の内部生活の徵候として理解せられ、有機體はかゝる徵候を基礎としてそれが代表するその内部生活に對する反應を行ふのである。併しこれは單に感情生活の表現として理解されるばかりでなく、既に單なる知覺にもかゝる相貌的表現が内在すると考へることができる。かゝる機能が言語の基礎として働く場合にはかの擬聲語、擬態語を生じ、美的生活に於てはかの感情移入の現象を現はす。感情移入が單なる類推ではなく、それがもつと根源的な一般的共感の原理に基くものであることは既にシェーラーによつて指摘されたところである。(b)條件付けの法則はかの條件反應に現はれるものをその特殊型とし、一般的に云へば所謂聯合法則の背後にある原理であると云ふことができる。一つの經驗が他の

經驗と同時に與へられる場合には、一つは夫々他の代表として機能することができざるやうになる。條件反應の場合には一つの自然的行動を他の偶然的經驗が代表するのであり、聯合法則の場合にもつと一般的に兩者の間に別段の價値的差異がない場合にも同様の効果が起ることが強調される。所謂類似聯合の法則が一般的共感の原理に立脚するものであるのに對して、これは接近聯合の原理であると云ふことができる。(c) 指示の法則は表現の法則若くは條件付けの法則を基礎として營まれる高次の法則で、上述の二法則の何れかによつて代表されるものと代表するものとの關係を有機體の側から發動的に設定する働きに關するものである。その最も簡單なものは所謂指示身振りに於て認められ、更らに言語的段階に於ては指示詞として現はれる。指示身振りは極めて簡單のやうに見えるが、如何なる動物に於ても觀察されず、一歳半頃の幼兒に於て初めて觀察されるに過ぎない。この年齢は既に言語理解の相當發達せる時期で、この身振りの發生と指示詞使用可能の年齢との間には殆んど間隔を認めることができないのである。従つてこれは言語機能と密接な關係にある眞に思考的段階の初期に屬するものと考へられる。具體的對象の指示はこの指示身振り若くは指

示詞によつて行はれるが、指示される對象が一般的觀念である場合はそれを命名作用と云ふ。觀念を「あれ」と云つて指示することもあるが、それは觀念の一般性を指示するのではなく、「あの觀念」と云ふ個體性を指示するのである。指示作用乃至命名作用は上述の如く自然的過程ではなく、有機體の發動的活動であり、むしろ社會的他者との約束の意味を多分に含んでゐる。この意味は數學的記號の如きに於て特に明瞭に顯現される。通例記號の簡單なものは暴風雨標識の如きに於て認められると云はれるが、これは實は命名作用の段階以後に起る約束的指示の機能によるのであつて、むしろ高次の記號と云はなければならぬ。これに反して黒雲が暴風雨を指示すると考へるのは黒雲の表情であつて、記號としての段階は頗る低い。鼠が辨別箱に於て三角と四角とを區別するのは圖形が行動の條件付けとなる場合であり、指示的機能の發達を必要としない。これと類似してゐるやうに見える路標的記號は約束にその基礎を置くのであるから、これらからは明瞭に區別されなければならぬのである。

(3) 消化の法則 概念も記號も單獨に生ずるものではなく、それらは何れも既成の概念若くは記號の體系に攝取されることによつて成立し、かゝる體系に適合する

やうに作りなされ、又逆に或る場合にはかゝる體系を變容するやうに働くこともある。かくそれらが體系的規定を受けることは知覺や記憶の場合と異なるところが無い。併しこゝでは我々がかゝる影響を極めて明瞭に讀み取ることが出来るから、それについて少しく説明を加へて置くことにしたい。最も簡單な場合として我々は言語的な記號體系の基礎をなす音韻體系を例として引用することにしよう。日本語の音韻要素は大雜把に云つて五十音から成立してゐる。これらの音は併し發音可能なる音の全部ではなく、無数の音のうちから日本語音韻體系に適合せるものゝみが選擇されて出來上つてゐる。例へば「タチツテト」は純音聲的體系としては「タテイトウテト」であるべきであるのに、日本語の音韻體系では「タチツテト」とならざるをえないやうな體系的拘束を受けてゐるのである。かゝる拘束は品詞の種類にも、その變化にも働くものであり、そこに日本語と云ふ言語體系が成立する。これと同様に概念も亦それ自らを明瞭ならしめるために、且つそれ自らを他の概念から判明ならしめるために、その内容規定を思想體系に依存させてゐるのである。それはそれらが代表する事態の性質に規定されるのみならず、體系と矛盾撞着しないと云ふことが概念成立

の必須條件になつてゐる。志賀直哉だつたと思ふが「子を持つて知る子の恩」と云ふことを彼れの原稿に書いたところが、植字工が何度でもそれを「親の恩」と訂正したと云ふ。かゝる新概念は一定の既成體系を有する者には理解されることがない。それによつて變容されて了ふ。若しかゝる概念が理解されるときが來るとするならば、それはその植字工の人世觀の思想體系それ自身が構造替へされたときでなければならぬであらう。

二、思考に於ける體制法の法則 有機體の行動は外界若くは内界の變化に順應するために、外界若くは内界を變化させるところに成立する。（筆者はこれを Reaction 及び Regulation と云ふ概念で區別したいと思つてゐる。）思考活動も亦かゝる狀況に於て發せられるのであるが、唯かゝる狀況が直接的解決を許さぬやうな複雑なものであることがこの場合の特徴である。かゝる狀況を課題狀況と云ふ。内外の變化が正常なものである場合には解決は有機體に備はる生得的機構によつて直接的に齎らされる。それが嘗て經驗せられ或る特定の手段によつて成功されたものである場合には、そこではその手段の再生が起り解決は容易である。生得的な場合は單なる生理器官の正常的機能である場合もあり、運動器官の反射

である場合もあり、又そこにこれらの協調があつてその構造が稍々複雑な場合にはそれらは本能的動作と名づけられる。獲得的な場合は再生的行動であつて、そこに再生されるものが知識複合である場合には知識再生と云はれ、それが活動の様式である場合には操作再生と名づけられることができる。かゝる過程に於て先づ再生されるのは従来の心理學で考へられたやうに個々の觀念や動作ではなく、むしろ過去に於ける状況全體であると考へなければならぬ。それは現前の事態が過去の事態を共鳴的に喚び起し、後者に於いて缺けた部分がかゝる系に於ける緊張の源泉となり、過程はかゝる源泉を除去する方向に向つて進行するのである。而してこの缺けた部分が補充されることによつて、その系の均衡が回復せられ、そこに過程は終熄する。従つて知識の再生も操作の再生も共に一種の複合補充の過程であると云ふことができる。然るに複合補充は必ずしも直接的に完結するとは限らないから、さう云ふ場合には系の緊張は種々なる紆餘曲折を通して初めて解除されることになる。これは既に複雑なる動作に於ても認められるところであるが、特に生産的思考と云はれる場合の特質である。元來課題状況に於て生ずる緊張は外界と有機體全體との間に生ずるものである

から、有機體中の一小部分に生じた緊張はこの一般的な緊張の解除に向ふ過程によつて統制される。従つて部分的緊張が直接解除されない場合には、その影響は漸次擴大して全有機體に及ぶものと考へられる。そこに間接的な紆餘曲折を生ずる根據があり、或る場合にはより廣いゼクトールからの強壓として小さなゼクトールに於ける構造替へが要求せられ、その完成を待つて初めて課題が解決されるやうになるのである。然るに緊張を解除する複合補充は必ずしも一義的に決定されておらず、多くの等價的な資料及び操作によつても補充される可能性があることによつて、過程は極めて複雑なる様相を示すことになる。而も等價性の選擇の如何によつては、過程は協道に脱逸することも起り、かくて誤れる結果は既成事實として逆に過程そのものを統制し、遂に全體的方向に乖離するやうな結果に到達する場合も尠くない。かゝる過程に於て行はれる法則の重なるものを抽出すると次ぎのやうである。

(1) 課題状況の法則 凡ゆる行動は外界と有機體との間に生ずる力の不均衡、従つて又有機體内に生ずる力の不均衡を除去せんとして行はれる。思考活動もこれと異なるところがない。唯それが自明のこととして解決さ

れる場合は課題状況とは云はない。そこで多少とも有機體の能動性を必要とするやうな状況の存在が思考活動の動力となるのである。

(2) 既得手段適用の法則 而してかゝる課題状況に於ては先づ既得手段に訴へんとする傾向が現はれる。それは先づ過去の類似状況を共鳴的に再生し、そこにかゝる状況を解決した知識乃至操作を再現する。知識乃至操作は過去に於て唯一回經驗されたものである場合もあるが、主として習得的なものであることが多い。

(3) 探索の法則 既得手段が課題を解決するに足らぬ場合には有機體は探索行動を開始する。これは現前の知覺場面を擴大してそこに有效な手段を求めめることもあり、過去の知識中にそれを求めめることもある。その方向は併し盲目的ではなく、全體の場の構造によつて規定される。但しかゝる探索行動中偶然課題解決に適するものに遭遇する場合には、それによつて過程の終末を見ることも稀れではない。全體の場の構造が無形態的であつて解法の方向が定まらぬ場合には、有機體の行動は模索的となり、所謂試行錯誤的となる。全體の場の構造に秩序がある場合には、そこに方向性が現はれて、行動は洞察的であるやうな(尠くとも)外觀を呈するのである。

(4) 結果による統制の法則 探索行動が連続的に施行される場合には、それらのうち不成功のものは排除せられ、成功に近いものは自然的に體制化されて漸次完全解決に近づく。これはボールを目標に向つて投げる練習の如きに於て極めて明瞭に認められるやうなものであるが、思考課題に於ても同様の経過が認められる。

(5) 構造替への法則 探索的行動が連続的に失敗する場合には、心的エネルギーは有機體のより廣いゼクトールに波及して、高次の體系からの壓力によつて、そのときの心的體制は構造替へを餘儀なくされる。これは反轉性圖形に於て、中心となる資料の轉變によつて、そこに生ずる知覺形態が變化すると同様の現象で、ウエルトハイマアによつて中心轉換(Umzentrierung)と名づけられたところのものである。中心轉換は併し高次の心的體制の参加によつて營まれるばかりでなく、又上述偶然的資料の参加によつても行はれる。思考の創造性はこの何れかの方法によつて齎らされるのである。

(6) 象徴的思考の法則 上述の諸法則は具體的行動に於ても認められるものであるが、具體的行動は意識的乃至は言語的な行動に敷衍しされるやうになり、そこに遂行以前に抽象的な、知的な、準備的運算が可能になる。

これが思考プロバアであつて、そこでも上述の諸法則はその高次の形に於て行はれる。動物に於ける所謂代理的試行錯誤 (Vicarious Trial and Error) なるものはその前段階であると云はれる。人間に於てはマツハの所謂思想實驗なるものがそれで、かゝる思想實驗と具體的行動との協同作業として科學的な實驗處理が營まれる。科學的處理法は一つの現象を包攝すべき既得的知識がない場合、それに適用すべき一般的法則の探索として開始せられ、かゝる法則が直ちに見出されない場合には、そこに假説を立て、檢證を行ひ、又體系の自己統制に訴へて、かゝる課題狀況の解消を企圖するものに他ならぬ。而も或る場合にはより廣汎なる科學的知識の壓力によつて事態の構造替へが行はれる。象徴的思考の特徴は具體的思考の圖式に従つて豫めそれを思想的に豫行するところにあり、實驗的思考の特徴は特に結果による統制の法則に訴へて、豫行と遂行とを協働せしめるところにあると云ふことができる。

## 附記

本稿は昭和二十年秋學期京大にて講じた心理學概論の一部に對する草案である。ここでは先づ心理學の方法と對象とを説き、心理學を以て生物學の一部門であるとした。而して心理學の領域を分つて生物學に於けると同様に精神

形態學、精神生理學、精神生態學に三分することができる。と考へ、第一章精神形態學に於ては精神現象の現象的構造を記し、第二章精神生理學に於ては現象相互間を支配する法則を説き、第三章精神生態學に於ては精神發達學と精神環境學の原理を取扱はうとした。この「知性の法則」は第二章精神生理學中の第二節に相當するもので、第一節は欲求の法則、第三節は感情の法則であつた。但しこの感情の法則と第三章とは遂にこれを講ずる時間がなかつたものである。